

保護者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の新型コロナウイルス感染症への対応の変更について

平素から本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、令和4年7月22日付け厚生労働省事務連絡に基づき、濃厚接触者の待機期間の見直しなどを行っているところですが、保育所等で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に関する本市の方針を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 保育所等で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に関する本市の方針について

保育所等で感染者が発生した場合は、引き続き濃厚接触者の特定を行います。ただし、このお知らせ以降、濃厚接触者に対して実施していたPCR検査については原則実施しないこととし、5日間の自宅待機（感染者との最終接触日を0日目）をお願いします。待機期間中に症状があった場合は、医療機関に相談の上、医師の指示に従ってください。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をお願いします。

2 保育所等保育料の取扱いの変更について

上記を踏まえ、保育所等保育料の減免について次のとおり変更します。

	減免となる場合	減免期間
①	市との協議により臨時休園となった場合	臨時休園が行われた期間
②	児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	市から通知された療養期間
③	児童本人又は同居の家族が市等から濃厚接触者に特定された場合	児童本人又は同居の家族に対し、市等から連絡のあった待機期間 ※児童本人の父母いずれも新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、父母に通知された療養期間が児童本人の待機期間より長い場合は、その療養期間終了までとする（父母それぞれで療養期間が異なる場合はいずれか短い方まで）
④	児童本人又は同居の家族が、医師の指示により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた場合	医師の指示により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合、検査日が確定した日から検査結果が判明する日まで